

令和2年

第1回市議会定例会 議案第28号

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月26日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年函館市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「管理職手当」の後ろに「，管理職員特別勤務手当」を加える。

第21条の次に次の1条を加える。

（管理職員特別勤務手当）

第21条の2 前条の規定により管理職手当を支給される職員が臨時の必要により勤務時間条例第2条第5項，第7項および第8項の規定に基づく勤務を要しない日または休日に勤務した場合（規則で定める場合に限る。）は，当該職員には，管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は，前項の規定による勤務1回につき1万2，000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては，その額に100分の150を乗じて得た額）とする。

3 前2項に定めるもののほか，管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は，規則で定める。

第24条第2項中「および休日勤務手当」を「，休日勤務手当および管理職員特別勤務手当」に改める。

附 則

1 この条例は，令和2年4月1日から施行する。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年函館市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第21条」の後ろに「，第21条の2」を加える。

（提案理由）

管理職員に管理職員特別勤務手当を支給することとするため